

## 損害賠償命令事件に関する立替基準の設定について（趣旨説明）

### 1 損害賠償命令制度

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律により、損害賠償命令制度が創設され、本年12月1日より施行される。この制度は、故意の犯罪行為により人を死傷させた罪等にかかる被告事件に関し、当該事件の被害者等からの申立てにより、当該被告事件の刑事手続の成果を利用し、刑事事件の審理を行った裁判所が損害賠償請求の審判を行うという制度である。その審判は刑事手続に付随して行われるものの、裁判所が行う民事上の損害賠償に係る手続であることから、民事法律扶助の対象となるため、損害賠償命令事件につき代理援助をする際にセンターが立て替える費用の基準を定める必要がある。

- ・一定の重大事件につき、被害者等が、刑事事件の係属する裁判所に対し、第一審の弁論終結までの間に申し立てる。申立手数料は、申立額によらず一律2,000円。
- ・審理期日は原則4回までで、刑事事件の訴訟記録は原則として証拠資料となる。
- ・決定に対し、2週間以内に異議の申立てがなければ、確定判決と同一の効力を持つ。

### 2 着手金

- 52,500円～94,500円
- 事件の性質上特に処理が困難なものについては、136,500円まで支出することができる。

- ・労働審判事件（84,000円～126,000円）と比較して、争点が損害額と因果関係に事実上限定されることから、低額に設定した。労働審判事件は、審理期日の制限があり（原則3回まで）、民事訴訟に先立ち簡易な手続で裁判所の判断を求める手続という点で、損害賠償命令申立事件と類似している。

### 3 報酬金

- 相手方等から現実に金銭を入手したときは、金銭事件に準ずる（3000万円までその10%（税別））。
- 当面取立ができない場合（被害者側）及び請求の一部又は全部を排除した場合（被告人側）は21,000円
- 事件の難易、出廷回数等を考慮し、増減することができる。出廷回数は1回10,500円を基準とする。

- ・現実に金銭が入手できたときは、一般の金銭事件と同じ基準である。
- ・当面取立ができない場合（被害者側）も少なくないと予想されるので、一般の金銭事件（標準額84,000円）の4分の1に抑制した。
- ・減額に成功した場合（被告人側）も、一般の金銭事件より相当に低額な設定とした。
- ・なお、被告人側を援助するためには、援助することが社会的に容認され、民事法律扶助の趣旨に適することが必要要件であるため、不法行為者である被告人の援助が認められるのは、諸事情を考慮した上で、援助することが社会的に見て妥当と判断される場合に限られる。

### 4 実費

- 10,000円～25,000円

- ・裁判所に予納する郵券、申立手数料、各種証明書類発行手数料、近距離の交通費などを勘案し、労働審判事件なども参考にして定めた。